



県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025年度以降の進め方(案)について

(中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 成果の取りまとめ)

2025年2月27日

環境省

令和7年2月20日 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策
検討ワーキンググループ(第10回) 資料2-1 引用



県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025年度以降の進め方(案)について

(中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 成果の取りまとめ)

2025年2月20日

環境省環境再生・資源循環局

中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループ
(第10回)

1. はじめに
2. 基本的な考え方
3. 復興再生利用の推進
4. 最終処分の方方向性の検討
5. 全国民的な理解の醸成等
6. おわりに

(別添)福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方

1. はじめに

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するために、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、除染、汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備等の各種取組が進められてきた。
- 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」においては、福島県内の除染等の措置に伴い生じた土壌等について、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として明記されている。
- 県外最終処分の対象は、中間貯蔵施設に搬入・保管されている除去土壌等、すなわち福島県内における除染等の措置により生じた除去土壌等及び事故由来放射性セシウムにより汚染された廃棄物である。令和6(2024)年12月末時点において中間貯蔵施設に搬入された除去土壌等の量は約1,400万m³である。
- 県外最終処分に向けては、減容や再生利用の取組により、最終処分量を低減することが鍵。除去土壌等の減容・再生利用に関する技術的な検討や再生利用の促進に係る事項等について検討を行うため、戦略検討会を設置し、平成28(2016)年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を策定。
- 技術開発戦略は、主に「減容・再生利用技術の開発」「再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国民的な理解の醸成等」についての方針を示しており、平成31(2019)年3月にそれまでの取組状況を踏まえ、見直しも行った。

1. はじめに

- 令和5(2023)年度に「除去土壌の再生利用に関する国際原子力機関(IAEA)専門家会合」が環境省の要請により開催され、環境省のこれまでの再生利用や最終処分取組に対し、評価・助言をいただいた。
- 令和6(2024)年12月には、福島県内の除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策等のため、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が設置された。
- 本進め方は、平成28(2016)年に策定した技術開発戦略に基づくこれまでの取組の成果を踏まえ、県外最終処分の実現に向けた「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国民的な理解の醸成等」に係る令和7(2025)年度以降の当面の進め方を示すものである。



第3回IAEA専門家会合
(2024年2月)



IAEA専門家会合
最終報告書



第1回閣僚会議の様子
(2024年12月)

2. 基本的な考え方

- 最終処分量の低減のために、復興再生利用の推進が重要。本格実施に向けて、各府省庁と連携し、案件創出を進めていく必要がある。減容等技術の適用に当たっては、システム全体としての効率性や社会的受容性等を考慮した上で最終処分シナリオの精査を行い、最終処分の方向性を検討していく必要がある。
 - さらに、復興再生利用や最終処分の取組に関し、その必要性や安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を進め、社会的受容性を向上させることが重要。
 - 令和7年度以降は、県外最終処分の実現に向けて、「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国民的な理解の醸成等」を3本柱として、取組を進めていく。
 - 本進め方においては、これまでの取組の成果についても、3本柱に沿って成果を整理。技術開発戦略での「減容・再生利用技術の開発」の成果等については、「最終処分の方向性の検討」の章に記載する。
- ※ 本進め方では、基準省令で定義することを検討している「復興再生利用」について、過去の検討においては、「再生利用」と定義していたことから、「再生利用」と「復興再生利用」の両方の表記を用いている。どちらもの同じ概念・行為を指すが、検討会の名称等固有名詞や、これまで実施してきた実証事業等については「再生利用」と表記する一方、基準省令及びガイドライン並びにこれらの策定後の取組を指す場合は「復興再生利用」と表記する。

3. 復興再生利用の推進

(1) これまでの取組

1) 再生利用実証事業の実施

- 戦略検討会での検討を踏まえ、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」(以下、「基本的考え方」という。)を平成28(2016)年6月に取りまとめた。
- この基本的考え方に基づき、福島県内において以下の3つの実証事業を実施し、安全性等について確認を行った。
 - ・ 南相馬市仮置場における試験盛土造成実証事業
 - ・ 飯舘村長泥地区における農地造成実証事業(環境再生事業)
 - ・ 中間貯蔵施設内における道路盛土実証事業
- 令和4(2022)年12月、福島県内での実証事業の成果を踏まえ、再生利用の安全性等について多くの方に御覧いただくことで、更なる理解醸成を図ること等を目的とし、福島県外で実証事業を計画し、一部地域において住民説明会を実施した。

3. 復興再生利用の推進

2) 復興再生利用の基準及びガイドラインの検討

- 実証事業から得られた知見を踏まえて除去土壌の再生利用のための方策の検討を行い、令和元(2019)年12月には「福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き(案)」(以下「再生利用の手引き(案)」という)を戦略検討会に提示した。
- 再生利用の手引き(案)の提示以降も実証事業を継続して知見の蓄積を図るとともに、令和4(2022)年8月に、戦略検討会の下に「中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループ」(以下「再生利用WG」という。)を設置し、除去土壌の復興再生利用の基準や復興再生利用に係るガイドラインの策定に向けた検討を本格化させた。
- IAEA専門家会合においては、再生利用の全般的な安全評価は、十分に保守的であり、8,000Bq/kg以下の土壌を使用することにより、線量基準を十分達成できる等の評価が報告書に記載された。

3) 地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方に関する検討

- 除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域社会における社会的受容性の向上のため、令和6(2024)年1月に、戦略検討会の下に「中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ」を設置し、地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方を議論した。復興再生利用については、議論を踏まえて整理した論点やそれに対する考え方をガイドラインを補足する知見として取りまとめた。

3. 復興再生利用の推進

(2) 技術開発戦略の取組目標の達成状況と今後の課題

- 再生利用の社会的受容性を向上させるため、基本的考え方に基づき、福島県内で実証事業を行うことで、再生利用に係るデータの集積、地域の関係者を含む関係機関等とのコミュニケーションの体制構築手法を検討・実践した。
- 再生利用のモデルとなる現場の見学会等により、理解醸成推進を目的とした事業を実施。
- 再生利用WGを開催し、福島県内での実証事業等の成果等を踏まえ、復興再生利用の基準及び復興再生利用に係るガイドラインについて、今年度内の策定に向けて検討中。
- 除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、推進会議が設置された。
- 科学的知見の集積、制度の整備、推進体制の構築が進められてきたことから、今後は、復興再生利用の案件を創出するための取組を進めるとともに、復興再生利用の社会的受容性を段階的に向上させていく必要がある。
- また、復興再生利用の基準では、復興再生利用を実施した場合に講ずべき様々な措置について定められる予定であるが、これらの措置の終了について定められていないことから、復興再生利用に係る措置の終了の考え方について整理する必要がある。また、こうした取組を通じて、新たな知見が得られた場合など、必要に応じてガイドラインの内容の拡充、見直しを行うことが重要である。

3. 復興再生利用の推進

(3) 令和7（2025）年度以降の進め方

- 推進会議での議論を踏まえつつ、各府省庁と連携しながら、実用途における復興再生利用の案件創出を進める。また、復興再生利用の対象となる利用先の用途等に応じ、地域の関係者を含む関係機関等とのコミュニケーションの適切な方法等についても検討し、調整を進める。
- 加えて、復興再生利用の実施を検討している地域における社会的受容性の向上のため、今後の復興再生利用の取組の進捗状況や最終処分の具体化に向けた本格的な議論を踏まえ、地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方について知見の集積を進める。
- 復興再生利用の社会的受容性を段階的に向上させるため、引き続き飯舘村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）及び中間貯蔵施設内における道路盛土実証事業を継続し、空間線量率等のモニタリングを実施しながら、復興再生利用の案件創出に向けた理解醸成の場としても活用していく。
- 復興再生利用の措置の終了については、どのような状態になった場合、あるいはどのような期間が経った場合に、放射性物質汚染対処特措法に基づく様々な措置を終了できるかといった考え方について、復興再生利用におけるモニタリング結果なども踏まえて整理する。
- これらの取組を通じて、新たな知見が得られた場合などには、必要に応じて復興再生利用に係るガイドラインの内容の拡充、見直しを行う。

4. 最終処分の方角性の検討

(1) これまでの取組

- 県外最終処分に向けて、まず減容・再生利用の技術開発を進めるために、技術実証事業を実施。
- 令和4(2022)年9月に、「中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討ワーキンググループ」(以下「技術WG」という。)を設置し、技術実証事業の成果を踏まえた、各減容技術等の評価を行い、県外最終処分に係る複数選択肢を提示するために、減容技術の組合せ等を検討した。
- 検討に当たっては、最終処分の対象となる除去土壌等の量と放射能濃度を見通し、減容技術等の評価、適用・組合せ等と最終処分の基準に関する検討を並行して進めた。

4. 最終処分の方角性の検討

1) 技術開発に向けた技術実証事業の取組

- 平成23(2011)年以降、除去土壌等の減容・再生利用等に関する技術について、公募により民間企業や大学・研究機関等からの提案を受け、小規模技術実証事業を実施してきた。これまでに分級処理技術22件、熱処理技術6件、化学処理技術7件、飛灰洗浄技術4件、安定化技術16件の小規模実証事業を実施。なお、除去土壌等の減容・再生利用や最終処分を効率的に進めていくための技術開発を行うことを目的として、大熊町に技術実証フィールドを整備し、令和元(2019)年度から運用を開始した。
- 平成28(2016)年度～平成29(2017)年度に、飯舘村に除去土壌等の熱処理技術の国直轄による実証を行う設備を整備し、除去土壌等から放射性セシウムを揮発分離して飛灰として回収するとともに、放射能濃度が大きく低減した生成物を得る試験を行った。
- 平成30(2018)年度～令和元(2019)年度には、大熊町に分級処理技術の国直轄による実証を行う設備を整備し、土質・放射能濃度の異なる複数の除去土壌の分級処理を行い、分級性能、除染率等のデータを取得する試験を行った。
- 令和4(2022)年度より、双葉町に飛灰洗浄・吸着・安定化技術の国直轄による実証を行う設備を整備し、複数の吸着・安定化技術についての試験を行うとともに、飛灰洗浄・吸着・安定化までの一連の工程を行う試験等を実施した。

4. 最終処分の方角性の検討

2) 減容技術等の評価

- 技術実証が行われた減容技術等について、個別技術の比較評価を行った。この技術評価については、各技術そのものの評価を行う目的ではなく、技術実証事業の成果を踏まえ、最終処分シナリオの検討に当たっての参考とするための位置付けである。

3) 除去土壌等の量と放射能濃度

- 最終処分のシナリオ検討においては、対象とする除去土壌を令和5(2023)年度末までに中間貯蔵施設に搬入済の数量に加え、今後帰還困難区域等から発生する見込みの数量等を考慮し、約1,485万 m^3 とした。放射能濃度については、令和6(2024)年度末における時間経過を考慮した推計を行う。対象とする放射性核種はCs-134、Cs-137とした。

4) 減容技術等の適用・組合せの検討

- 2)の評価を踏まえ、減容技術等の適用・組合せを検討。濃度分別、分級処理技術、熱処理技術、飛灰洗浄技術についてそれぞれの適用を検討した。各減容処理により、放射能濃度が8,000Bq/kg以下となる土壌等については、再生利用等をする方針として検討した。

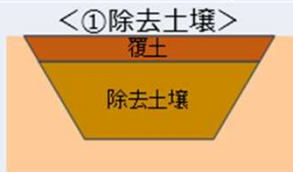
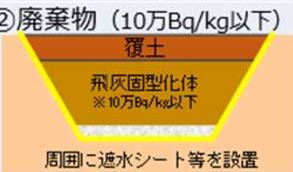
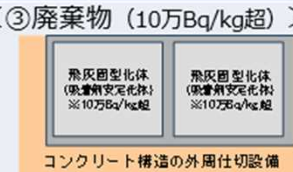
5) 最終処分の基準に関する検討

- 最終処分の基準に関しては、これまでの除去土壌からの放射性セシウムの溶出特性に関する知見や関係法令の整理を行った上で放射線防護の考え方を整理し、除去土壌の埋立処分基準、及び減容処理等に伴い生じる排水・排ガスの濃度限度の検討を行った(排水・排ガスの基準については、放射線審議会に諮問中)。

4. 最終処分の方角性の検討

6) 県外最終処分に係る複数選択肢の提示

- 除去土壌の最終処分シナリオ(①濃度分別のみ実施、②(①に加え)分級処理を実施、③(②に加え)分級処理・熱処理を実施、④(③に加え)分級処理・熱処理・飛灰洗浄を実施)、及び廃棄物の最終処分シナリオ(①溶融を実施、②溶融・飛灰洗浄を実施)を検討し、それぞれを組み合わせた4つのシナリオを提示。これらのシナリオについては、シナリオごとに最終処分量や放射能濃度を整理した上で、最終処分場の構造・必要面積等をまとめた選択肢として整理した。

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の 組合せ	減容しない	分級処理	分級＋ 熱処理	分級＋ 熱処理＋ 飛灰洗浄
最 終 処分量※1	約210万～310万m ³ 【内訳】 除去土壌：200～300万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約150万～220万m ³ 【内訳】 除去土壌：140～210万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約30万～50万m ³ 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万m ³ 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度 (土壌由来)	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構 造 (処分場の タイプ)				
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理 コスト※3				

※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度(1.7 t/m³)で換算。

シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。

※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10m、③は厚さ5mとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。

※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きくなる。

4. 最終処分の方角性の検討

7) 放射線安全評価による各シナリオの安全性の確認

- 除去土壌等の最終処分についての放射線防護の観点での成立性を確認するため、最終処分シナリオごとに想定する最終処分場の周辺居住者の追加被ばく線量(外部被ばく)の評価を行い、年間1 mSv以下となることを確認した。なお、この評価に先立って行った概略安全評価では、外部被ばくによる追加被ばく線量が最も大きく、内部被ばくによる追加被ばく線量は外部被ばくに比べて十分に小さいことを確認した。

8) 最終処分場への運搬

- IAEA輸送規則等における運搬対象物の放射能濃度に基づく区分を踏まえて、区分ごとの最終処分場への運搬に関する考え方を整理した。また、海上輸送の可能性も考慮し、今後、運搬の考え方を整理することとした。

9) 地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方に関する検討

- 令和7(2025)年度以降の最終処分の具体化に向けた本格的な議論に先立ち、地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方等について、地域WGでの議論を踏まえ、必要な論点や考え方の整理を行った。

4. 最終処分の方角性の検討

(2) 技術開発戦略の取組目標の達成状況と今後の課題

- 公募により民間企業や大学・研究機関等からの提案を受け、減容技術等の小規模実証事業を実施したほか、熱処理技術や飛灰洗浄・吸着・安定化技術について国直轄実証事業を実施し、これらの成果を減容技術等の評価の検討に活用した。
- これまで実証されてきた減容技術等の評価について、コストの観点も含めて検討を行った。これらの減容技術等の評価の検討を踏まえ、技術の組合せにより複数のシナリオを検討。シナリオごとの最終処分量や放射能濃度について整理を実施した。
- 最終処分の基準に関する検討については、除去土壌の埋立処分基準省令案及び減容処理の排水・排ガス基準省令案を整理。
- これらの成果を踏まえ、令和6(2024)年度内の最終処分場の構造・必要面積等に係る選択肢の提示に向け検討している。
- さらに、地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方等について、必要な論点や考え方の整理。
- 今後は、引き続き最新技術や知見に関する情報を収集しつつ、減容技術等の効率化・低コスト化の検討や、最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討を行う必要がある。また最終処分の具体の方法として、運搬方法や処分場の立地等についての技術的事項、最終処分の管理の終了等を検討する必要がある。

4. 最終処分の方角性の検討

(3) 令和7(2025)年度以降の進め方

- これまでの技術実証事業等の成果を踏まえつつ、引き続き減容技術等の更なる効率化・低コスト化についての検討に向けた技術開発を行う。
- 減容技術等に関して、最新情報や知見に関する情報収集を行う。
- 最終処分シナリオごとに想定されている技術の組合せにおいて、システムとしての安全で効率的な運用の検討を行う。
- 最終処分場への運搬については、放射能濃度区分ごとの運搬の考え方を踏まえつつ、運搬時に用いる容器等を含めた検討を行う。
- これらを踏まえ、最終処分・運搬のための施設等について検討を行う。
- 最終処分場の候補地選定に当たって考慮すべき立地条件に関する技術的事項の整理を進めるとともに、最終処分の管理終了の考え方について、どのような状態になった場合、あるいはどのような期間が経った場合に放射性物質汚染対処特措法に基づく様々な措置を終了できるかといった考え方について整理する。
- 県外最終処分に係る複数選択肢を踏まえ、まずは令和7(2025)年度以降地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方、事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法(候補地選定のプロセスの具体化)等について本格的に議論を進め、この議論を踏まえて、除去土壌等の最終処分に係る地域社会における社会的受容性の向上に向けた具体的な取組を進める。
- この検討と連携しつつ、最終処分シナリオの精査に向け、最終処分対象物の放射能濃度による社会的受容性の変化等について検討を行う。

5. 全国民的な理解の醸成等

(1) これまでの取組

1) 情報発信、普及啓発等の取組

- 福島県や首都圏をはじめとした全国の方々に対し、除去土壌等の最終処分や再生利用の必要性・安全性などを伝えることを目的とした情報発信、普及啓発等の取組を行った。
- これらを伝える手段として、中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）などの現地視察を実施し、これまで中間貯蔵施設においては約20,000名、飯舘村長泥地区においては約4,300名の視察者を受け入れた。さらに、福島県外の東北地方から九州地方まで概ねブロック単位で9回にわたって開催した対話フォーラムにおいて参加者・登壇者で意見交換を行うなど、コミュニケーションに係る取組を実施した。加えて、学生等への講義、ワークショップや若者自身の企画によるツアーなどの若者を対象とした取組を実施した。
- また、著名人等と連携して作成した環境再生への取組に係る動画が29万回超再生されるなどの取組も実施した。さらに、多くの方が来場する他機関と連携したイベントにおいて、環境再生への取組に係る展示を行い、約4,500名が来場するものもあったなど、メディア等を通じた情報発信も実施した。
- これまでの理解醸成等の取組の詳細は17頁のとおり。

5. 全国民的な理解の醸成等（【参考】これまでの理解醸成等の取組）

○技術開発戦略の中間目標年以前から行ってきた環境省メディアを中心とした情報発信を始め、2021年度からは全国的な理解醸成の施策の強化、2022年度からは重点的に理解醸成等の取組を行う対象への取組強化等を実施。さらに、2024年度からは試行的な車座対話を実施するなど、より良い双方向のコミュニケーションに向けての取組を強化。

中間目標年

全国的な理解
醸成の強化

（※）現時点の数字であり、今後増加の可能性あり

2019年度
（令和元年度）

2020年度
（令和2年度）

2021年度
（令和3年度）

2022年度
（令和4年度）

2023年度
（令和5年度）

2024年度
（令和6年度）

現地視察の
実施

現地視察の実施（地方公共団体、メディア等向け）

中間貯蔵施設の現地視察会（計約20,000名 ※2024年11月末時点）

約2,000名/年

約1,200名/年

約1,500名/年

約4,500名/年

約5,800名/年

約5,200名/年（※）

飯舘村長泥地区における農地造成実証事業の現地視察会（計約4,300名 ※2024年11月末時点）

約780名/年

約820名/年

約1,400名/年

約1,300名/年

コミュニケー
ションに係る
取組の実施

対話フォーラム（全9回、新聞・地方TV・WEBメディア連携）

試行的な車座対話の実施

福島、その先の環境ヘシンポジウム（1回/年）

若い世代向け
の施策

約200名/年

約260名/年

約1,100名/年

約1,100名/年

約1,600名/年

約1,500名/年（※）

全国の大学生等への講義（計約5,800名）
※2024年12月17日現在

現地視察ワークショップ（計16回、計約400名）

約50名/年

約60名/年

約140名/年

約160名/年

福島、その先の環境ヘツアー（参加者数：計約400名）

約80名/年

約160名/年

約160名/年

表彰制度（チャレンジアワード（20年度～）、FUKUSHIMA NEXT（21年度～））

メディア等を
通じた
情報発信

SNS・動画・広報誌・パンフレットの活用

インフルエンサー連携

WEBサイト

HP拡充

広告（屋外広告・交通広告・新聞広告）の実施・番組の放映

CMの実施

県内外イベントへの出展や広報施設の活用

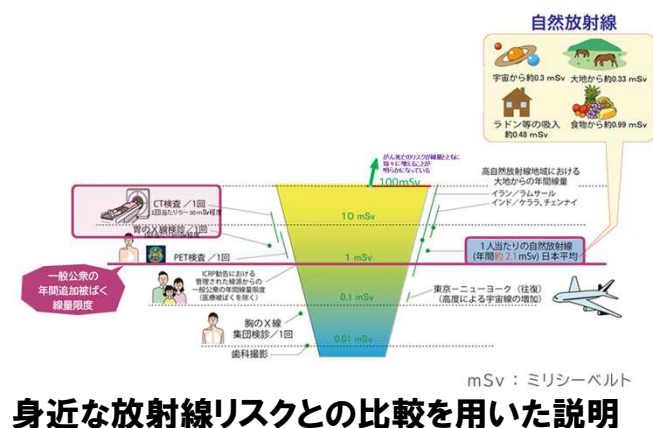
除去土壌を用いた鉢植えの設置（計23施設）

国際的な情報発信の実施

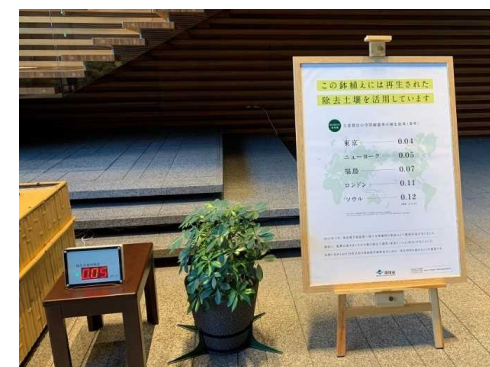
5. 全国民的な理解の醸成等

2) 安全・安心を実感可能とする取組

- 中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区における農地造成実証事業(環境再生事業)の現地視察の際には、空間線量率を実際に測定する体験を伴うようにした。また、このような放射線に関する数値の説明に当たっては、パンフレット等を用いて、科学的な根拠に基づき、自然放射線や医療被ばくなどの身近なリスクとの比較をしやすいよう説明した。
- さらに、飯舘村長泥地区における農地造成実証事業(環境再生事業)への現地視察の受入れを令和3(2021)年度から開始し、再生利用の実事例を用いた説明を実施した。
- 加えて、除去土壌を用いた鉢植え等を総理大臣官邸や関係省庁等福島県外の23施設に設置した。



飯舘村長泥地区の現地見学会の様子



総理大臣官邸に設置された鉢植えの様子

5. 全国民的な理解の醸成等

3) 幅広い主体の活動の促進に向けた取組

- 首都圏や関西圏などの26都道府県の高校や大学等の教育機関の約5,800名の学生等への講義をはじめとし、様々な地域の中学校、高校や大学等と連携した講義、現地視察やワークショップを実施した。
- また、学生が福島を考える機会をつくり、新しいアイデアを通じたつながりの拡大を目的とする学生を対象とした表彰制度を実施し、これまで中学生、高校生や大学生等から計658作品（令和5（2023）年度まで）の応募があるなど、学生の活動の促進に寄与した。



万福委員によるワークショップの様子
（中間貯蔵施設（土壌貯蔵施設）の見学）



学生を対象とした表彰制度（チャレンジアワード）の
実施の様子

5. 全国民的な理解の醸成等

(2) 技術開発戦略の取組目標の達成状況と今後の課題

1) 情報発信、普及啓発等の取組

- これまで、他機関と連携したイベントでの展示、SNSの活用や現地視察等の様々な取組を実施した。

これらの取組のうち、参加者にアンケートを行ったものについて検証すると、再生利用の安全性、必要性やその賛否に対し過半数から肯定的な回答が確認できた。このうち、1つの取組に対し、数百人から数千人程度の参加者の多い取組のアンケート結果よりも、50名程度以下の参加者の取組のアンケート結果の方が再生利用の必要性・安全性・賛否に対する肯定的な回答の割合が顕著に高いなど、理解・共感・受容への効果の高い傾向が見られた。

2) 安全・安心を実感可能とする取組

- 現地視察会においては、空間線量率の測定体験や再生利用の実事例を用いた説明等を行うよう努めており、このような取組の参加者に対するアンケートにおいても安全性への肯定的な意見の割合が8割以上と高く、安心・安全を実感可能とする取組としての効果が見られた。

5. 全国民的な理解の醸成等

3) 幅広い主体の活動の促進に向けた取組

- 大学等と連携した現地視察ワークショップについては、環境省が主催するだけでなく、大学等の自主的な活動を支援する取組も行ったが、現地視察ワークショップの参加者に対するアンケートにおいて、再生利用の必要性・安全性・賛否に対する肯定的な回答の割合が他の理解醸成等の取組と比べて高いなど、理解・共感・受容への効果の高い傾向が見られた。

4) 達成状況のまとめと今後の課題

- 上記のとおり、個別の理解醸成等の取組においては一定の成果が見られたところ、全国的なWEBアンケート調査においては、平成30(2018)年度から令和6(2024)年度までの経年変化を見ると、全体的な傾向として、県外最終処分の方針の認知度は県内約5割、県外約2割とおおむね横ばいで推移した。なお、県外最終処分の方針を聞いたことがないとする回答の割合が特に若者において高い傾向にあった。また、再生利用の必要性、安全性や賛否に対する肯定的な回答が増加。理解・共感・受容が高まっている傾向が見られる。
- これらの結果を踏まえると、全国民的な理解・信頼の醸成や社会的受容性の段階的な拡大・深化は一定程度進んではいるものの、引き続きこれらを進めるための取組を実施する必要がある。特に、認知度・理解度の向上が課題となり、若者等を中心に、認知度・理解度向上に向けた取組を進める必要がある。
- 最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、認知度・理解度の向上に加えて、社会的受容性の拡大・深化が課題となり、この拡大・深化に向けて、理解醸成等の取組の対象・内容・方法・工夫の検討を進める必要がある。

5. 全国民的な理解の醸成等

(3) 令和7（2025）年度以降の進め方

- 除去土壌等の最終処分の実現、再生利用の推進に向けて、その必要性・安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を進めること、特に、地元自治体、地域住民等による社会的受容性の段階的な拡大・深化を図ることを継続的に進める。
- 当面は、
 - ① 除去土壌等の最終処分や再生利用の必要性について認知・関心を広げる取組
 - ② 認知し、又は関心を持った者に対し、最終処分や再生利用の必要性・安全性の理解を深め、共感していただくための取組
 - ③ 除去土壌の再生利用について、安全性を基準・ガイドラインの内容も踏まえて科学的な根拠に基づき分かりやすく説明するとともに、復興再生利用の実際の現場を体験することなど、その社会的受容性を向上させる取組を特に進めることとする。
- これらの目標の進捗の確認に向けて参考とする調査として以下の2点が考えられる。
 - ・ 社会全体の認識の変化の傾向を測定する調査
WEBアンケート調査、放射線リスク認知を測る調査や環境省の取組に対するメディア等の報道の度合いの把握など、最終処分や復興再生利用に関する社会全体の認識の変化の傾向を測定する方法の検討を進め、これを用いて取組目標の進捗の確認の参考とする。その際には、年代や地域などの対象の主体ごとの傾向が捉えられるようにする。
 - ・ 理解醸成等の取組に係る参加者へのアンケート調査
環境省が実施する理解醸成等の各種取組への参加者に対し、アンケート調査を実施し、その結果をより良い理解醸成等の取組の実施につなげていく。アンケート調査に当たっては、理解醸成等の取組間の効果の比較ができるよう、各種取組を通じた共有の設問の設定に留意する。
- 目標の達成に向けて、理解醸成等の取組に係る伝える対象・内容・方法・工夫を踏まえ、理解醸成等の取組を進める。

5. 全国民的な理解の醸成等

理解醸成等の取組に係る以下の伝える対象・内容・方法・工夫等を踏まえ、理解醸成等の取組を進める。

■伝える対象

- 除去土壌等の最終処分や再生利用の必要性・安全性等について具体的に知っていただき、放射線影響に係る御心配・御懸念にお応えし、風評払拭につながるよう、広く国民一般に対して理解醸成等の取組を進める。
- 特に、
 - ✓ 2045年までに徐々に社会の現役世代を担うこととなる若者
 - ✓ 公共事業等の実施の主体となる関係省庁や地方公共団体の関係者
 - ✓ 発信力の高い、マスメディア関係者・教育関係者・著名人等に対して、重点的に理解醸成等の取組を実施する。
- 加えて、国外に向けた理解醸成を進めるために、海外のマスメディア関係者や国際機関に対しても情報発信を実施する。
- また、最終処分や再生利用の事業の直接の担い手となる、工事の施工に係る作業者に除去土壌に係る正しい情報を伝えることも重要である。
- なお、最終処分や再生利用の取組の進捗状況に応じて、伝える対象は柔軟に変化させることも必要となる。

5. 全国民的な理解の醸成等

■伝える内容

- 最終処分や復興再生利用の必要性や科学的な根拠に基づく分かりやすい安全性を説明する際には、復興再生利用の基準、再生利用実証事業で得られた知見やIAEAの評価等を用いて、発信していくことが重要である。
- 発信する内容としては以下が考えられる。
 - 1. 最終処分や復興再生利用の必要性
 - ✓ 中間貯蔵事業の状況の説明に加え、中間貯蔵施設受入れに当たっての大熊町・双葉町の大変重い決断により、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復興が大きく進展したことなどを、これまでの経緯や地元の思いを踏まえて説明
 - ✓ 最終処分の実現に向けては再生利用の取組を進めることが鍵であることを説明
 - 2. 最終処分や復興再生利用の定義・内容(令和6(2024)年度中の策定・提示に向け、現在検討中)
 - ✓ 復興再生利用の基準、埋立処分の基準や再生利用に係る技術ガイドラインの内容
 - ✓ 最終処分場の構造や必要面積等に係る複数選択肢の内容

5. 全国民的な理解の醸成等

■伝える内容

3. 最終処分や復興再生利用の安全性

- ✓ 自然放射線、医療被ばくや放射線以外の要因による身近なリスクと比較した最終処分や復興再生利用に係る放射線リスク
- ✓ 復興再生利用に係る線量基準(追加被ばく線量)を年間1mSv以下とすること、そこから導出された再生資材化した除去土壌の放射能濃度の基準(8,000Bq/kg以下)
- ✓ 追加被ばく線量を年間1mSv以下とすることに加え、覆土等の覆いによる再生資材化した除去土壌の飛散・流出防止、モニタリングなどの適切な管理の下で復興再生利用を行うこと、加えて被ばく線量の防護の最適化を図ること
- ✓ 放射性セシウムの半減期、土壌に強く固着する性質
- ✓ 放射性セシウム以外の核種の放射能濃度(事故前後で同程度であること)
- ✓ 再生利用実証事業で得られた知見(実証事業の施工前後で空間線量率の大きな変動はないこと等)
- ✓ IAEAの評価(これまでの環境省の最終処分や再生利用の取組はIAEAの安全基準に合致していること等)

4. 最終処分や復興再生利用の取組の進捗状況も踏まえつつ、事業実施先の風評払拭につながるよう、実事業のデータを用いて安全性を発信

5. 全国民的な理解の醸成等

■伝える方法

- 情報発信を通じて最終処分・復興再生利用の必要性を多くの方に認知し理解していただくとともに、理解醸成への効果の高い現地視察や双方向の対話を中心とした取組の参加者を増やすことで、自分ごとと捉えていただけるよう、理解醸成等の取組を行っていくことを取組方針とする。

1. 認知・関心を広げるための取組

- ✓ SNS、WEBサイトやパンフレット等を活用した情報発信
- ✓ 広告の実施
- ✓ 他機関と連携した県内外イベントでの出展
- ✓ 広報施設の活用
- ✓ 学生等を対象とした表彰制度の実施

5. 全国民的な理解の醸成等

■伝える方法

2. 認知し、又は関心を持たれた方に対し、必要性・安全性の理解を深め、共感していただくための取組
 - ✓ 中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）の現地視察の実施。（特に、若者や地方公共団体の関係者など重点的に伝える対象に対しては、現地視察においては、理解醸成等の取組の効果を最大限に高めるため、必要に応じ、事前に環境再生への取組の説明を行うとともに、視察後に双方向の対話の機会を設ける。）
 - ✓ 学生等を対象とした講義、現地視察やワークショップの実施
 - ✓ 双方向の対話を中心とした取組の実施（これらの取組の成果を多くの方に伝えるための取組の検討も進める）
 - ✓ 環境省主催のイベント等で関わった若者に対し、同世代同士をつなぎ、多くの方へ発信する場の提供
3. 復興再生利用についての社会的受容性を向上させる取組
 - ✓ 社会的受容性の向上をテーマとした、双方向の対話を中心とした取組の実施
 - ✓ 復興再生利用の必要性・安全性を実感できる取組の実施

5. 全国民的な理解の醸成等

■伝える工夫

○ 理解醸成等の取組を以下の通り工夫して実施する。

1. 簡潔で分かりやすい客観的な表現

- ✓ 明確かつ簡潔なコミュニケーションのための資料の作成
- ✓ 一貫した単位の使用、専門用語の統一
- ✓ 科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報発信の実施
- ✓ 身近なリスクと比較した放射線リスクの説明

2. (客観的な情報発信を前提に)伝わりやすい表現の工夫

- ✓ 第一に、最終処分や復興再生利用の必要性について、職員等による説明などを通じた、これまでの経緯や地元の思いを踏まえた情報発信の実施
- ✓ 除去土壌等の最終処分や復興再生利用の取組の進捗状況も踏まえつつ、まずは広く一般の方に関心を持っていただきやすい内容(福島の魅力的な情報など)を発信してから、最終処分や復興再生利用の必要性を発信し、その後に安全性の説明を行うなど、段階的な情報発信の実施
- ✓ 対話の受け手の御心配・御懸念を踏まえた柔軟な対話の実施
- ✓ イベント等で関わった若者に対し、環境省主催の環境再生に係る各種イベントへの参加・協力をお願いし、その者からの情報発信の実施

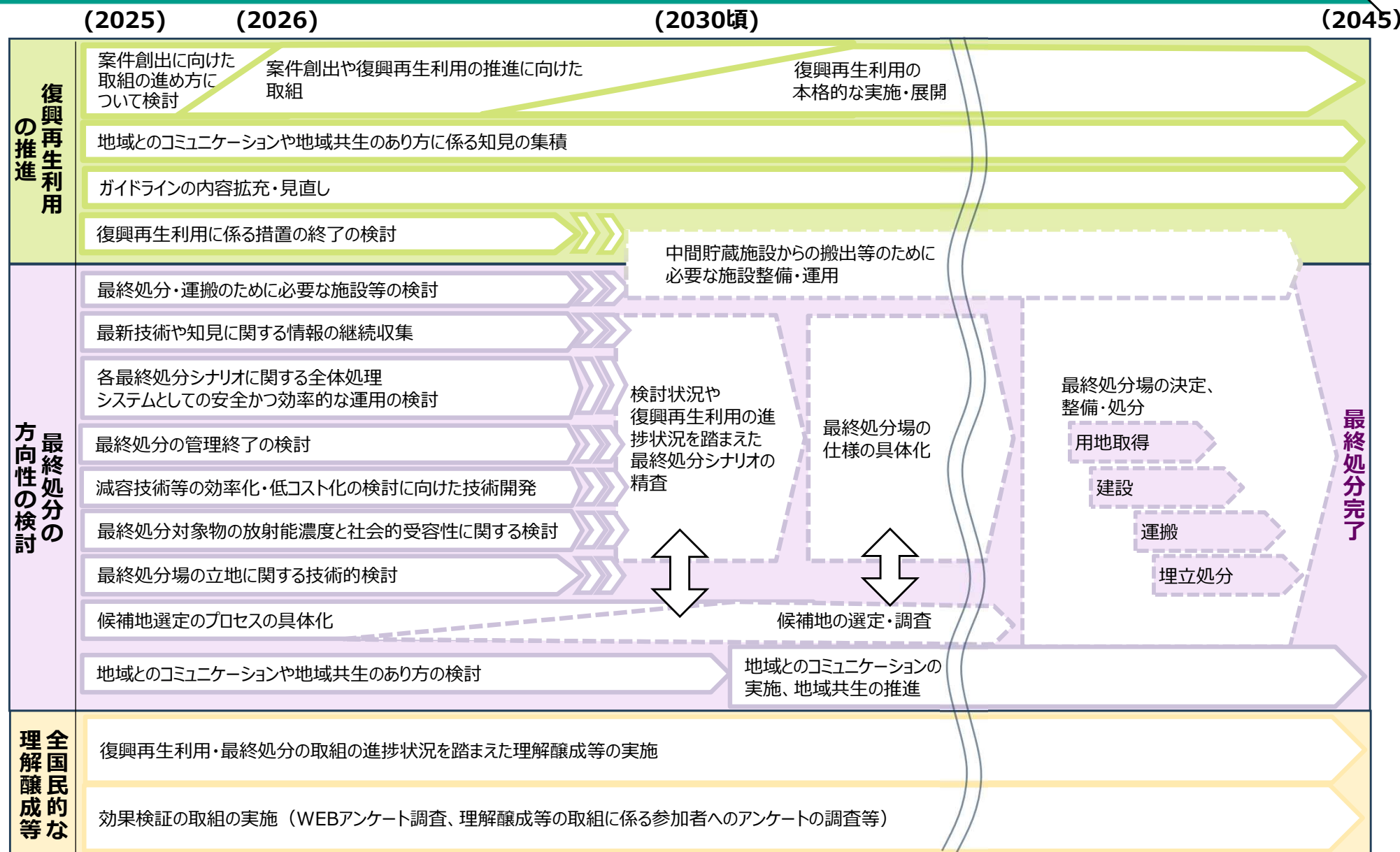
3. 理解醸成等の取組の効果を最大限に高めるための工夫

- ✓ 理解醸成等の取組の効果を最大限に高めるため、必要に応じ、事前に環境再生への取組の説明を行うとともに、視察後に双方向の対話の機会を確保
- ✓ 理解・信頼の醸成に向けて、環境省職員や有識者などから、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい説明・対話の実施

6. おわりに

- 「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことは法律に定められた国の責務である。
- 県外最終処分の実現に向け、「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国民的な理解の醸成等」を3本柱として、県外最終処分に向けた取組を着実に推進する。
- 今後の取組を進める上では、技術的な検討に加え、最終処分に関する各シナリオに対する社会的受容性を把握しつつ、最終処分シナリオを精査していく必要がある。このため、全国民的な理解醸成等の取組をベースとしつつ、これらの技術的観点と社会的観点に関する検討を両輪として県外最終処分に関する議論を深めていく。
- 令和7(2025)年度以降は本進め方及び別添資料に基づいて取組を行うが、これらの取組状況については随時確認を行い、必要に応じて本進め方の見直しを行う。
- 推進会議の場を活用し、政府一体となった復興再生利用や全国民的な理解醸成等の取組の推進を引き続き図るとともに、IAEAによるフォローアップも受けながら、国内外への情報発信を引き続き着実に進める。
- 本進め方は、「中間貯蔵施設等に係る対応について」において示した8つのステップの内のステップ4から5に至るまでの工程についての進め方を中心に整理したものであるが、ステップ6以降の最終処分場の整備、最終処分場への運搬、最終処分の完了に向け、引き続き最大限の努力を行っていく。

福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方案



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わり得るものを示す。

※飯館村長泥地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。

※理解醸成のための事業の実施も検討。

※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討

※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。